（新規受付中止商品）普通預金貸越サービス（新随時返済型カードローン）

2025年4月1日現在

1. 資金使途	・生活資金
2. 貸出形式	・当座貸越
3. 貸越極度額	・10万円以上50万円以内（10万円単位） ただし、10万円に限定させていただく場合があります。
4. 取引期間	・契約日より1年（その後1年ごとの自動更新）
5. 借入資格	・次のすべての条件を満たす方 ① 未成年者（満18歳以上）、制限行為能力者または住所不定者でないこと ② 安定継続した年収が150万円以上であること ③ 申込日現在の年齢が満65歳未満であること ④ 保証機関の保証を受けられること ⑤ 中国ろうきん友の会の会員の方については、金庫が定める一定の取引があること
6. 貸出金利 (1)利　率 (2)利息の計算方法 (3)利率の見直し	 ・当金庫所定の利率を適用します。（変動金利） ・毎日の最終残高について付利単位を100円とし、1年を365日とする日割で計算します。 ・年2回、6カ月に1度、労金無担保貸出基準金利を基準金利として利率の見直しを行います。 ・利率が変更された場合、店頭掲示または書面により通知します。
7. 返済方式	・随時償還 随時償還とは、毎月1回月末までに全額または一部金額（任意金額）を返済する方法をいいます。
8. 保　証	・(一社)日本労働者信用基金協会
9. 保証料等 (1)保証料 (2)手数料	 ・年0.80%～年1.20%　貸出金利に含みます。 ・手数料不要
10. ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ	・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：中国労働金庫 お客さま相談窓口】0120-86-3760 受付時間　平日　午前9時～午後6時 （土日祝日・振替休日・12月31日～1月3日は休業） なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https://www.chugoku.rokin.or.jp
11. 第三者機関に問題解決を相談したい場合	・弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。 なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。 【窓口：(一社) 全国労働金庫協会　ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間　平日　午前9時～午後5時 【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031、第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588、第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249

	※　仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https://www.chugoku.rokin.or.jp
12. その他	・普通預金貸越サービス（新随時返済型カードローン）の新規受付は 2013 年 3 月 31 日（日）をもって終了しております。 なお、既にご契約いただいている方につきましては、引き続き貸越利用できます。

ろうきん

※　金利情報については、窓口にてお問い合わせください。